

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 30 年 2 月 28 日(水) 開会 9 時 30 分
閉会 13 時 31 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 9 号)
 - ②二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 10 号)
 - ③二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について (町長提出議案第 3 号)
 - ④二宮町介護保険条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 14 号)
 - ⑤二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 15 号)
 - ⑥二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 16 号)
 - ⑦二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 17 号)
 - ⑧二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 18 号)
 - ⑨二宮町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 7 号)
 - ⑩二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 12 号)
 - ⑪二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 13 号)
- ※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。
4. 出席者 前田委員長、一石副委員長、小笠原委員、露木委員、渡辺委員、根岸委員、添田委員、二見議長
- 執行者側 ①②町長、副町長、教育長、教育部長、生涯学習課長、生涯学習・

- スポーツ班長
 ③～⑥町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、介護保険班長
 ⑦町長、副町長、健康福祉部長、地域包括ケアシステム担当課長、
 地域包括ケアシステム班長
 ⑧町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、介護保険班長
 ⑨⑩⑪町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、保険年金班長

傍聴議員 6 名
 一般傍聴者 1 名

5. 経 過

①二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 9 号)

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺 生涯学習センター運営審議会の廃止をするとすると、ここでの審議事項や内容があったと思うが、内容の引き継ぎ等、その後どのようにするのか。

生涯学習課長 審議会がなくなった後は、社会教育委員で審議していく。

渡辺 社会教育委員会と、生涯学習運営審議会のメンバーがずっと同じであるが、これはいつ頃からか。

生涯学習課長 平成 22 年 4 月 1 日から、社会教育委員とセンター運営審議委員を兼務で行っている。以前は社会教育委員から 2 名、図書館協議会から 1 名、学識経験者 3 名であったが、色々な変遷を経て社会教育委員と兼務になった。

渡辺 平成 22 年から今のやり方で行われていたが、今後生涯学習センターについて、築後年数が経っているとか、色々な意味でどのように充実させていくかというところが重要になっていると私は考えている。センター運営の課題についてどのような認識か。

生涯学習課長 ラディアンを建設して 19 年を迎えることになるが、施設の継続的な運営をするために大規模な改修をし、補修をしていかなければならないという認識を持っている。今後の運営については、センターの運営審議してきた内容を社会教育委員会で審議していただきながら、今後の方向性を決めていきたい。

露木 大規模改修をやらなければならないところでは、今までのセンター審議会、社会教育委員会議の議事録を見ると、話し合っている内容が全く別であり、メンバーが同じで、違う内容の話をしていたことが驚いた。メンバーは違うべきではないかと思う。一緒になってしまうと、大規模改修というようなハード面の変化があつて、それが強くなっていく内容と、社会教育委員ではソフト面の

ことを話されているので、一緒にすることの弊害を感じるが、いかがか。

生涯学習課長

ハードについては、今後審議していかなければならないと言ったが、一番懸念されている事項であったため、それだけではなく、ソフトについては運営など、料金の見直し等、実際に運用している区分の変更等全体を含めて審査したいと思っている。したがって、社会教育委員は全体の社会教育施設についての料金の事項も含まれているので、社会教育委員会の中で生涯学習センターの部分も併せて審議していくようなことも考えている。

露木

今までの内容を見ても、だいぶタイプの違うことを各委員会で話している。社会教育委員の中で審議する内容の幅が増えるということだと思うが、メンバーが同じで、その人たちだけになるが、分野が広がるという意味では、今後メンバーを変えて仕切り直し、メンバーを変える方が充実するのではないかと思うが、再度教えていただきたい。

生涯学習課長

今までも議員のおっしゃるとおり、同じメンバーで料金の改定、今後の運営について審議を行ってきた。大幅な運営に関する変更について、もう 20 年近く行っており、大きなことが無い限り、部分的な内容の審議になる。懸念材料としてメンバーを改めて行うような事項は今のところはない。公共施設の再配置の中で生涯学習センターだけを特化してやるのではなく、社会教育施設、あるいは全体の見直しの中で審議をしていく必要がある。集約化してそれぞれ個別でやるのではなく、全体のバランスの中で審議するには、集約していくほうが効率的である。また他の施設との比較もできるので、運営を進めやすいとも考えている。

露木

公共施設再配置を行っていく中では、廃止ではなく、委員を解散せずに、休止するような状況で様子を見る方法ではできなかったのか。

教育部長

これまでの内容が紛糾するような内容ではなかった。休止という考えではなく、統合する方が合理的だという判断をした。

小笠原

今まで兼任していたことに対して、議会があまり関心をもっていなかったこともある。今回、生涯学習センターが大規模改修するために計画を作成することで、各委員意見いろいろあったと思う。私は、限られた数人で考えるよりも、施設を利用している各種団体の方から、どれだけ広く意見を聞いて反映していくかが一番重要であると思う。作成するに当たり、初めて住民参加で行ってきた。この委員に頼るばかりでなく、違う方法でやると明確に話をした方が良いと思うがいかがか。

生涯学習課長

説明が少なくて申し訳ない。議員のおっしゃるとおり、今後の利用、変更をしていく上では、利用者に対するアンケート調査を実施しながら、どのような方向性が町民にとって利便性があり、ニーズに合うように審議会だけでなく、町民の方の意見としてアンケートを吸い上げながら、全体を考えて審査していただくような体制で臨んでいきたいと考えている。

- 小笠原 ラディアンは二宮町のシンボルであり、担当課がアンケートと言っていたが紙ベースではなく、直に積極的に聞き取りをしてほしい。現在はどうなっていて、大規模改修するに当たり、何か考えがあれば教えていただきたい。
- 生涯学習課長 利用の区分や内容について、1 か月ないし、2 か月ごとに部分的にアンケートをやりつつ、運営審議会に情報提供している。ふだんの貸出について、利用者の方の意見を聞いており反映もしている。そのような利用者の方の意見を吸い上げる機会を、今後も続けていきたい。また明確にご意見をいただきますということをお知らせしていきたい。
- 小笠原 大事なことで、使っている際に意見は出てくる。町民の声を聞き流すのではなく、常日頃から拾い集めることが大事で、今回は大規模改修で予算もかけるわけですっかりやっていただきたい。
- 根岸 なぜこのタイミングなのか。経過というか経緯を教えてほしい。この委員会の設置した目的は何か。その目的は果たしているのか。22 年から兼務しているがなぜ兼務になったのか、22 年から数年経っているが理由を教えてほしい。気が付いたタイミングは予算の見直しがあったからなのか。
- 生涯学習課長 開館は平成 12 年で、生涯学習センターについては大まかに分けると、公民館、図書館に関すること、ホールということで運営している。社会教育法の中で、公民館を設置・運営する際には、公民館の運営審議会を設置しなければならない規定が平成 11 年まであり、そこから任意に切り替わった。平成 12 年には任意ではあったが設置した。メンバーについて、当初は社会教育委員から 2 名、図書館も中にあるため図書館協議会の委員、あるいは社会教育に明るいという意味での学識経験者 3 名等を集めて審議していただいた経過がある。その後、変遷を経て、平成 22 年に社会教育委員と同じメンバーに切り替わった。開館して 10 ほど経ち、その間かなりの利用があり、二宮の顔として運営がある程度固まってきたという意味合いもあり、社会教育委員と同じメンバーで審査を行っていく形になった。その間、これまで同じメンバーでやってきたことについて、審議してきた中で、先ほど申し上げたとおり公共施設の再配置というタイミングで今後、部分施設の見直しだけでなく、社会教育施設、あるいは全体の中での見直しを進めていく必要があるので一本化していくという形に切り替えたのがこのようなタイミングになった。
- 根岸 平成 22 年の時に統合した方が良かったのかもしれないが、今の職員ではそうしてきたとしか説明できないかもしれないが、要するにこの間の議論はなかったわけであるが、今改めて気づいたきっかけがあったのだと思うが、分かる範囲で教えていただきたい。
- 生涯学習課長 兼務になったからセンターの審議会が統合されてなくなるのではなく、メンバーが同じになった上で、審議に支障がないかという部分で、続けてきたのだと考えている。このタイミングになったのは、先ほども申し上げたが、公共施設の再配置、全体を考えていく中で社会教育委員会でも審査していくという形に切り替えていきたいと考えている。

副町長 当時、首長が改革をしていた時であり、ラディアン、温水プールも含めて維持費が非常にかかっている、何とかしていかなければいけないということで、色々な改革をしていた。図書館の改革、人件費の削減、ホールの運営の見直し等、色々改善を図った中での同じメンバーになったと記憶している。

添田 基本的には賛成である。社会教育施設全体で見ていくという方向については、効率の面から言っても賛成である。2つある審議会を1つにすることについても賛成である。町民の利便性もあるが、行政改革という面で合理性が求められる中で、賛成である。2つを1つにすることにより職員の仕事量は大幅に変わるものなのか。二宮町生涯施設学習センター運営審議会の組織を廃止するという文言に違和感がある。実際には審議会と社会教育委員会を1つにした新たなものを作ることに合理性があるのではないのか。条例においてもなぜそういうところにいかなかったのか。

生涯学習課長 廃止するというので、法制執務上そうなる。今までやっていたものをどのような位置付けにするのかというところで、社会教育委員の規則の中で、生涯学習センターの運営管理に関する部分について、審議するという項目を4月1日部分の施行で加えた形で改正していきたいと考えている。説明の中で加えればよかったのだが、明確に示さなかったの、ただ無くなってしまったという印象を持たれてしまったのではないのか。仕事量については一緒にやれば、資料の作成を効率的にはできる。費用の面では審議会の開催分がマイナスになる。

一石 委員の内部の方にはどのような説明をしたのか。

生涯学習課長 会議の中で教育施設の再配置の見直しについてセンターの審議会を統合する方向であると伝え、全員の了解をえた。どうしたら良いか、なぜなくすのかという意見もなく、異論はなかった。

一石 議事録を見ると社会教育について参加者がなかなかいないと課題があり、審議会の運営について両方の委員の方から議論が今まで出たということはあるのか。このような進め方では良くないという意見はでたのか。

生涯学習課長 各委員は同じだが別々にやっていることに対しての意見はなかった。このような形にするのは事務局からの提案であった。

一石 それぞれの委員会からこのような進め方では機能が不十分ではないかというような意見はあったのか。審議委員会の場でそれを審議するというだけでもっと違う方法が良いのではないかというような意見は出なかったのか。

生涯学習課長 特に出していない。

休憩 10時03分
(傍聴議員の質疑：野地議員)
再開 10時05分

町長

各委員の皆さまから色々な意見をいただいたが、これはよりよい審議をするための改正であり、ご理解いただきたい。社会教育委員の構成については、社会教育に通ずる部分、生涯学習、芸術、文化等幅広く考えていきたい。各種団体からのご意見をという話もあったが、アンケートだけでなくというのは、本当にそのとおりで、私のところにも直接ご意見・ご要望をいただいている。ラディアンは町民にとっても財産・宝であり、よりよく使っていただくため、要望をしっかりと受け止めたい。改修についても計画的に行うことも含め、町民の方には審議会の結果を公開するだけでなく、さまざまな場面を通じて情報をお渡したい。ご意見をいただくことは、ラディアンを今後育てていくためには、大変重要だと思っている。今日審議の中でいただいたものは、担当も含めて受け止めさせていただく。

<討論>

渡辺

反対の立場で討論する。広い範囲で社会教育施設を考えることは大事なことだと思う。答弁の中で4月1日には社会教育委員の任務の中に生涯学習センターの運営についても事項を加えるということがあった。ラディアンは町の中で大きな位置づけで、ハードだけではなく、ホールの使い方、多機能化をどうするかという課題がある中で、社会教育委員会が広い大所高所として見ていくこととは別に、独自の課題があるのではないかと思う。平成22年度から、同じメンバーで運営していたということが、あり方として問題だと思ひ、この廃止を含む条例については反対する。

添田

賛成の立場で討論する。1点目は基本的に町に求められているものは町民の利便性に妥協点を見つけて合理性を求めること。審議会の機能が、社会教育委員会として含まれるのは良い方向だと思う。2点目はハードの部分で、生涯学習センターの延命化の改修は必要な問題となっており、これはここだけで審議するものではなく、全体を通して審議するものであると思う。この議案に対して賛成する。

一石

反対の立場で討論する。運用が落ち着いてきた段階で、兼務として一つになったが、時代はひじょうに変わり、社会的居場所として新しい創出をしていくという、非常に喫緊の課題である。それについて新しい議論の場を作る仕組みが無ければ、ただやめるという議案となると賛成しかねる。

露木

反対をしようと思ったが、賛成の立場で討論する。センターのことを話し合うという内容をなくすとは思っていない。社会教育施設の全体として見ていくとしていたので、その方向性でいくとなると、これまで社会教育委員で話し合ってきた内容があるわけで、センターと社会教育委員は別で内容も全く違うものであった。それが一緒になるということは、社会教育委員として話し合ってきた内容も若干減ってしまうのではないかと、重きをどっちにおくかということに懸念がある。同じメンバーでやってきたので、統合することについて委員からは特に異論が無いと思う。担当課も同じなので、同じメンバーをそのまま残しておくことに疑問はもった。私は別のメンバーできちんとやっていくほうが良いと思ひながらも、公共施設の再配置を全体で考えなければならぬ中では、あまりばらばらになるのも良くない。全体

を見ていく一つの一步目として捉えさせていただこうと思う。教育だけではなく、全体の審議会のあり方を示していただきたい。今回は前向きということで賛成した。

＜採決＞

委員長

議案第9号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4対2

賛成：小笠原・露木・根岸・添田 各委員

反対：渡辺・一石 各委員

挙手多数である。よって議案第9号は可決された。

以上で審査を終了とする。

②二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第10号)

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

渡辺

温水プールのトレーニングルームについて、どの程度の方が、どの程度の頻度で使用されているか、また、多目的ルームにするという話だが、目的というか、こういったイメージなのか教えていただきたい。

生涯学習・
スポーツ班長

温水プールのトレーニングルームの利用状況である。平成26年度5423人、27年度4937人、28年度4569人、29年度1月まで2750人である。

生涯学習課長

多目的ルームに変わった場合のイメージだが、機材等は全てなくし、自由に使えるスペースを整えようと計画している。その際は、机やイスは用意し、利用される方は利用していただけるように考えている。イメージとしては集会、会議が行えるようなイメージと、軽いエアロビクス等運動ができるスペースを想定している。

渡辺

温水プールのトレーニングルームの器械について、老朽化していることがそもそもの発端にあったかと思うが、維持管理はどれくらいが見込まれていたのか。多目的ルームについて、会議という話もあったが、ヨガや体操、エアロビクス等の運動だけでなく、集会でも使えるという理解でよろしいか。

生涯学習課長

利用方法としては、隣接している緑が丘防災コミュニティーセンターが集会的な機能で利用されているが、かなり利用頻度が高く、空きがあまりない状況である。他に緑が丘地区でそういった集会ができるような場所はないかという要望もあり、理由のひとつである。

生涯学習・
スポーツ班長

トレーニングルームの器具の修繕等に関することだが、昨年度までは、機

器の保守点検ということで約 10 万円かけていた。今年度は、機器が大分古くなっており、保守をしても維持管理は難しいということで、点検というよりは、見た時点で部品を交換しなければならない状態で、平成 6 年からトレーニングルームはあるが、更新しておらずかなり老朽化している。特にランニングマシンは一度壊れると 10 万円程度かかり、費用がかかる。それ以外にも自転車等あるが交換できる部品が現状なく、老朽化が激しいということで年間の費用として 30 万程度かかっている。

渡辺 現在、利用している方が、町民体育館に移った場合に現実的に、ある程度自力で行かれる方が多いのか、移設によりそういった機会がなくなってしまう方が多いのかどう考えているか。自由に使えるスペースとなると、緑が丘地区での集会場として積極的に活用していく側面が強いという理解でよろしいか。

生涯学習課長 2 問目を先にお答えする。緑が丘の集会的な利用については、想定しており、改正が整えば積極的に広くお知らせしたいと考えている。町立体育館に統合した場合の現利用者についてであるが、先ほど申し上げたとおり、全体の利用者が減少傾向にあることと、温水プールの近くの方が利用していると思われるため、自力で行っていただくことになってしまうが、お知らせする。意向調査は実施していないため、どの程度の方が行けるかは分からない。

添田 この条例に直接関係するか分からないが、トレーニングルームの利用者の分析を行っているのか。おそらく本当にトレーニングしたい人はあそこには行かないのではないか。知り合いで行っている人がいるがけっこう高齢の方である。我々の年代であれば、ジムに行っている。本当にこのような施設が有効利用されるには施設のあり方を追求しているのか。改めて、専用利用のところで時間が入っているが、あえて今回の改正で時間が出てきた必要性はなにか。

生涯学習課課長 2 問目の方を先にお答えする。新旧対照表で見ただけであれば分かりやすいが、今までもそうだったが、時間の区分は (7) に明記してあったが、見やすくするため表の中に組み込んだ。利用実態について、年間パスポートという制度ができて、多く利用される方は年間パスポートを購入した方だが、年配の方だけでなく、夜 9 時までやっているため、夕方から夜にかけて仕事帰りのサラリーマンが通っている。午前中は年配の方が利用して、午後は割と空いている。今回は温水プールの方をなくし、町立体育館の方に一本化するが温水プールにあった機材は使用できるものは積極的に使いたいと考えている。先ほどのランニングマシンは特に人気があるので移動させて、器具を充実した中で一本化した運営を考えている。

添田 ランニングマシンやマグネット自転車は、実は民間の施設ではテレビがあり退屈しないようになっている。民間とは設備に大きな差がある中で、町の施設として使う人はどういった人達なのか考えながら運営をしないと利用者がどんどん減る。この施設に限らず、どの施設もそうだが、利用者の分析というものをちゃんとすべきではないか。

生涯学習課長

行政としてサービスをどこまで充実させるかは難しい。当初町立体育館ができたのは昭和の終わりの頃であり、他にトレーニングルームのような施設がなく、私の記憶では、小谷実可子さんがオリンピックに出る際に、大磯プリンスに練習に来ていたが、トレーニング器具がなかったため町立体育館に来て練習していた。実はその時に握手した記憶がある。トレーニング機器を整備したのは割と二宮町では早かったのだと思う。そのため利用もあった。時代が変わってきて民間の方もトレーニングルームというか、トレーニングできるジムが充実してきて、駅の近くの等利便性も高い。ただ、その分金額は高く、ある程度安い金額でトレーニングが続けられるような方をカバーしているのが実態ではないかと思う。おっしゃるようにニーズについては把握していく必要性はあり、町としてどこまで整備ができるかを検討していくことは考えたい。

根岸

年間パスポート発行数と多目的ルームの料金の算出の根拠を教えてください。

生涯学習・
スポーツ班長

温水プールのトレーニングルームの年間パスポートの購入者数は、平成 26 年度 19 名、27 年度 18 名、28 年度 15 名、29 年度 1 月まで 9 名となっている。

生涯学習課長

多目的ルームに変更した場合の料金設定の算出根拠は、町の他の公共施設の貸部屋をもとにしている。料金表を確認していただきたいが、資料の 3 枚目、別表第 3 の 4（第 6 条関係）二宮町民温水プール、専用利用の多目的ルームの欄だが午前 10 時から午後 1 時までは 1200 円、以後 2 時間ごとに 800 円ずつとなっており、1 時間あたり 400 円となっている。町民センターの 2A クラブ室も同じく貸部屋であるが、床面積が約 100 m²で 1 時間あたり 300 円である。温水プールの多目的ルームは 142.8 m²あり、約 1.4 倍であり 300 円の 1.4 倍で 420 円となるが、端数を切り捨てた 400 円で設定した。

根岸

団体が使うことも考えると比較的使いやすいと思う。年間パスポートの方には、丁寧にお知らせや精算されると思うが、先ほど利用人数が 20 人以下程度で推移してきたがほとんどがパスポート利用者と考えてよいのか。軽い運動ができると言っていたが、町民会館の廃止に伴い、会館利用者にもお知らせはすると思うが、運動の範囲はどのように考えればよいのか。

生涯学習・
スポーツ班長

温水プールのトレーニングルームの年間パスポートの購入者について、先ほど話したが、パスポートの利用者数は、平成 26 年度購入者 19 名、利用者 1192 名で平均 1 人の方の利用は 62 回、27 年度購入者 18 名、利用者 1187 名、平均 66 回、28 年度購入者 15 名、利用者数 1166 名、平均 78 回、29 年度購入者 9 名、利用者 613 名、平均 68 回で、全体の利用者の内パスポート利用者は 25 パーセント程度である。

生涯学習課長

多目的ルームの利用に関するイメージだが、基本的に球技はご遠慮いただ

きたいと考えている。例えば、ヨガやエアロビ等系運動を想定している。武道も想定していないため相談があった際に検討することを考えている。

生涯学習・
スポーツ班長

今ある温水プールのトレーニングルームは下がフローリングではなく、絨毯を敷いてあり、武道は難しいということをご理解いただきたい。

小笠原

会議ができる部屋になるとして確認したいが、机とイスは何人分用意する予定か。もし、購入するのなら、昔ながらの重たい机とイスは高齢化社会の中でとても嫌われているので、どのように考えているのか。

生涯学習課長

新しく購入することは考えておらず、駅前町民会館にあるテーブルとイスを利活用したいと考えている。机については口の字型で囲える程度で 12 程度、イスは 50 から 60 程度が限度かと考えている。

小笠原

百合が丘では老人憩いの家の机とイスがあまりに重く、畳に座るにも足がしびれるということで、机は自治会で、イスは社協で費用を出して購入した。それがよいとは言えないが、そういった方法もある。緑が丘に重たい机やイスを用意する前に、参考に検討していただきたい。

露木

資料の 1 枚目のプールの専用利用の部分に分かりやすく 2 時間以内と記載したということだが、今までの専用利用は時間程度を借りていたのか。専用利用の利用状況をお聞きしたい。先ほど多目的ルームの話だが、公民にしてみると、自分たちがやっている運動で利用ができるかどうか全てである。先ほど、相談があったら検討するとおっしゃったが、新しく多目的ルームができるとなった際に、自分たちが使えるかどうか最初にくる。例をきちんと挙げていき、できないことを挙げるのは嫌かもしれないが、現状では武道は無理であると書くことが、わざわざ問い合わせしなくて済み、町民の利益に繋がる。そういった考え方を持っていただきたいがいかにか。

生涯学習・
スポーツ班長

温水プールの専用利用だが、29 年度について大会等は一切実施していない。過去は行っていたが、子どもの大会等の場合 10 時ころから 17 時ころまでで 1 日である。水泳協会が昔大会をやっていた時は、10 時頃から 2 時間、長くて 3 時間程度利用していた。29 年度については、中井の介護事業で 2 時間利用している。町で行う事業は、専用事業ではないが、コースを仕切って利用している。

生涯学習課長

多目的ルームに変更する際には、地域の方やスポーツ団体にお知らせしていくが、その際には利用できる協議や内容を明記してお知らせして、該当しないようなものについては、個別にご相談くださいという形でお知らせしたい。

露木

広報については親切丁寧をお願いします。時間について、2 時間ではなく 3 時間あればよいのにといった声はないのか。

生涯学習・
スポーツ班長

事業でやるような場合は、時間内でやっている。一般の方に関しては、団体利用も最近ないため、利用者の声が聞けない。2時間が長いのか短いのか分からない。個人利用の場合はだいたい3時間程度、使用している。

露木

利用が今年なかったという話があったが、近隣のプールで例えば3時間2万円で貸している所があれば、そちらに流れている可能性もあるが近隣の状況について把握しているか。

生涯学習・
スポーツ班長

近隣だと、箱根、秦野、南足柄、平塚にあるが、平塚は大会用に作られたプールであり団体利用もあると思うが、長時間で大会用の設定、金額は分からないが高い料金設定になっていると思う。箱根、秦野、南足柄は規模的には二宮と同程度なので、多額の金額の大会利用はないと思う。二宮は料金的には安く利用されているのではないかと思うが詳しいところまでは把握していない。

露木

料金を聞いたかったわけではなく、近隣の細かい状況を把握して、二宮町で利用していただけるような調査は必要である。日常的に把握していただきたい。

休憩 10時50分

(傍聴議員の質疑：善波、野地 各議員)

再開 10時55分

町長

今回、条例の使用料や目的の改正があったわけだが、備考の部分も整理した。先ほど、他自治体の料金設定も含めてニーズをしっかりと把握してという話があった。一般団体のニーズのところは調査しきれていない部分があるので今後の課題だと思っている。改正前は営利を目的とする場合30倍とか10倍とあり、民間の営利企業や事業者入ってくるのを排除するような規程であったが、利用してもらうよう倍額とした。スポーツの大会等だけでなく、撮影に使用する可能性もあり、色々な多方面に使ってもらいたいということで改正した。近隣の動向も調査して活用を目指していきたい。

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第10号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第10号は可決された。以上で議案第10号の審査を終了とする。

休憩 10時57分

再開 11時10分

③二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（議案第3号）

<補足説明>

介護保険班長

資料1ページ、議案第3号の二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてである。こちらについては、市町村が介護支援専門員と積極的に関わり、ケアマネジメントに対する理解を高めることを目的に、介護保険法の一部を改正する法律が施行され、平成29年度までは神奈川県にて実施運営していた、居宅介護支援事業者の指定及び指導監査等に関する事業が、平成30年度をもって町に権限移譲されることに伴い、条例制定をするものである。第1章では、総則として、趣旨、用語の定義及び基本方針等を定めている。第2章では、人員に関する基準では、管理者や従業員数を定めている。第3章では、具体的な取り扱い方針等の運営について定めている。第4章では、指定基準を満たさない事業所の運営規程について定めている。内容としては神奈川県で定めている現行の内容とほぼ同じだが、2ページ目、3の二宮町の独自基準として、事業者の資格要件に暴力団排除を追加し、サービス提供記録の保存期間を2年から5年に変更をしている。また、介護保険法改正に伴い、医療・介護の連携の推進、公正中立なケアマネジメントの確保に係る規定を追加している。対象となる居宅介護支援事業所については、二宮に5か所あり、そのうち1事業者が来年度更新時期が来るため、町として初めての更新申請事務を行う予定となっている。

<質疑>

添田

指定のという意味についてお聞きしたい。この条例を見ると、指定居宅介護支援事業者は、主任介護支援専門員が1人いれば可能ということか。1人でもできる事業所ということでしょうか。

介護保険班長

指定という意味だが、先ほどは更新の話しかしていないが、二宮町で新たに居宅介護支援事業を始める際に、二宮町で書類等を含めて審査するが、それが指定という形である。1人で可能かについて、第2章で定めているが、利用者35人以下の場合は1人でも可能である。町内5事業所の内、実際1事業所は1人でやっている。

添田

私の知り合いも1人でコンサルのようなお金をもらわずに相談をおこなっているようだが、1人で可能であれば事業所数が増える可能性があるが、町としては歓迎なのか。

介護保険班長

資格を満たしていれば、断る理由がないため問題ない。

渡辺

県からの権限移譲であるが、これまで県がこの事業を行うに当たって労力を使っていたか分かるか。また、町に移譲された際にかかる労力は見込んであるか。県からの補充というか、労力の担保はあるのか。町外の施設も関わってくると思うが、指定した市町村がその指導・監督するのか。町外の施設

に関してどのように指導・監督していくのか。

介護保険班長

権限移譲の労力について、例年、年度初めに県域で会議を行い、年間のスケジュールを組む。県は毎月何ヵ所も行っているが二宮の事業所が該当の場合は、町の職員も同行して監査等行っている。新規も含めると、書類上の確認もあり、件数が多いということもあり県は手数料を取っている。それほど負担である。権限移譲により手数料は取らないということで、県内もまだ決まっていないところもあるようだが、取らない方向で聞いている。町としての負担は、書類の確認や監査等あり、仕事量は増える。県から補充というお金の中でも現状予定はない。町外の指定居宅介護支援は、指定している市町村が行うため、二宮町は介入することはできない。

渡辺

条文の中で、ケアプランを町に提出するとあるが、県も行っていたのか。

介護保険課長

現状でも、県に提出されており、それに基づいている。

根岸

仕事が増える部分について、必要な資格等あるのか。分散して行えるのか。

介護保険課長

施設や事業所を担当している者がおり、その者が主で行うことになる。資格は必要なく一般職である。

一石

県から移譲されても町の事業所にとっては、特に変わりはないか。

介護保険波長

特にデメリットはない。

休憩 11時21分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時21分

<討論>

渡辺

反対の立場で討論する。移譲を受けることで行政と事業者の間で多少コミュニケーション取れるかもしれないが、それに対して全く担保がない。町職員も事業者も非常に多忙な状況の中、さらに町の負担が重くなる。そんな中、県から移譲されても困るといのが私の気持ちであり反対する。

<採決>

委員長

議案第3号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：一石・小笠原・根岸・露木・添田 各委員

反対：渡辺委員

挙手多数である。よって議案第3号は可決された。

以上で審査を終了とする。

④二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（議案第 14 号）

<補足説明>

介護保険班長

資料 3 ページ目、議案第 14 号二宮町介護保険条例の一部を改正する条例である。今回の改正では、介護保険料の期間を第 7 期介護保険事業計画に合わせて変更するものである。また第 7 段階及び第 8 段階の介護保険料基準所得金額の上限をそれぞれ 190 万から 200 万に、290 万から 300 万に変更する。また、過料については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、第 2 号被保険者の配偶者にも対象が拡大されたため、範囲の拡大を追加した。4 ページ目、過料額の決定者と納期限を追加した。

<質疑>

添田

地域包括ケアシステムの強化とあるが、罰則の対象が配偶者と世帯に属するものが加わっているが、どう関係するのか。

介護保険班長

これは、いわゆる改正法と言われる介護保険法の関係の名称である。介護保険法を改正する際の名称が、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律であり、ここでは直接関係するわけではない。

渡辺

添田委員からも触れられたが、配偶者を追加したことに関連して、徴収率を上げるのが目的かと思った。介護保険の徴収は天引きが主になっているのではないかと思うが状況を教えてほしい。確認だが、今回の改正で介護保険料の基準額は第 6 期と変更がないということによろしいか。額が変わることで、所得基準が少し緩和されるということによろしいか。

介護保険班長

天引きの割合について、資料を持ってきていないので具体的な数字はわからないが、ほとんどが年金からの天引きである。年金の額が少ない方や、65 歳になられたばかりの方は納付書で納めていただいている。介護保険料の基準所得金額は第 7 段階だった方が第 6 段階になり、第 8 段階の方も第 7 段階にさがる方もいるため緩和された形になる。介護保険料の基準額については、第 6 期と同様である。

休憩 11 時 28 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11 時 28 分

<討論>

渡辺

賛成の立場で討論する。所得基準の緩和について評価するが、罰則に配偶者を追加することについては、機械的な徴収強化とならないように運用上留意していただきたい。このことを申し述べて賛成する。

<採決>

委員長

議案第 14 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 14 号は可決された。以上で議案第 14 号の審査を終了とする。

⑤二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議案第 15 号）

<補足説明>

介護保険班長

5 ページ目、議案第 15 号の二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例である。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものである。まず、新たに創設される病院、診療所のうち日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を従業員数、管理者、代表者になれる条件や協力施設の一覧として追加をする。6 ページ目、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図るため、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の定員の拡大を追加する。最後に、身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置について追加する。

<質疑>

渡辺

介護医療院について、病院がベースになることが現実的であると理解しているが、二宮町には病床のある病院がない。今後、町内に開設される可能性はあるのか。今回、介護医療院が追加されているわけだが、この内容は、国の法律に従うべきものなのか、それともあくまでも参酌すべきものなのか。介護医療院が対象とする人達は、現在、介護療養病床等で対応していると考えているがその認識で正しいか。ユニット型指定地域密着型介護老人福祉移設について、地域密着型としては、二宮町にはもとまちの家があるが、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護で認知症の対応をするのは 3 名増える。ユニット型 9 名に、極端に言う通所介護者 3 名を受け入れるということによいのか。身体的拘束について、適正化が改めて条例化されるなにか背景はあったのか。

介護保険班長

介護医療院について、現時点でそういった話は出てきていない。県内でも件数は非常に少ない。近隣だと平塚市の十全病院、秦野市の鶴巻病院がある。東海大学病院も対象外になるほどで、規模が大きくないと対象にならず二宮町で今後発生する可能性は少ないと考える。国の法律で従うべきか参酌すべきかであるが、今回、介護医療院について指定を町で定めているわけではなく、他の施設で管理者や代表者になれる条件として、介護医療院に何年間か経験したことが加わるということで緩和されるということであり、従った方がよしいと考える。ユニット型施設の関係について、町内だともとまちの家になるが、そもそも行うのであれば認知症対応の通所介護を追加しないとならない。現行は、地域密着の施設だけになっており、認知症もやるのであれば、3 名追加する形になるが、もとまちの家で認知症の方も手を出さない

のであれば特に変更はない。身体的拘束の適正化について、現状でも規制はあるが、件数としても減らないという中で、改めて事業者運営規程として、研修を設ける等追加した。

渡辺

身体的拘束について、減らしていきたいということだが、町民の利用している施設でもそういった現状であると認識でよいのか。もとまちの家を例に出したが、現実には9名の方ユニットいっぱい、そこへ認知症の方3名増えるというのは想像できない。今でも手一杯ではないか。共用型の目指しているメリットは何か。質問の仕方が悪かったが、介護医療院で対象にする方について、私の理解では介護療養病床や老健施設で対応できていると思っているがその認識は正しいのか教えていただきたい。

福祉保険課長

身体拘束関係の改正について、これは町内であるというわけではなく国や審議会が上がってくるものを審議した中で、全国的にこういう傾向にあることを含めて、国から基準が下りてきた。それを町としても当てはめて、よりよい介護をしていただくために改正する。共用型で通所の方もさらに入ってくるとやりきれないのではないかとということだが、限られた施設の中で、より受け入れるという意味合いで、人員配置しながらうまくやりくりできるようにといったことだと思うが、おっしゃるとおり難しいのかもしれない。運営できるのであればといった、門戸を広げるといった意味合いではないかと思う。

介護保険班長

現行の介護療養の施設で対応できるのではないかとこの質問について、国としては介護療養の施設を減らす方向で考えている。今の介護療養で行っているものから一歩進んで看取りまでを行えるように介護医療院を創設する形である。一歩進んだ施設ができるということである。二宮町では利用者はいない。

休憩 11時43分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時43分

<討論>

渡辺

反対の立場で討論する。介護医療院の創設がひとつの柱であり、これを他施設の代表等の要件に加えるということだが、国としては減らしていくということだが、看護・介護でいうと介護の方にシフトしていくことが主眼ではないかと思う。担当する医師の配置も結果的には、老健並みに減らしていく等の狙いがあるのではないか。介護医療院については、参酌すべき点と理解しているので必ずしも、町の条例に盛り込む必要はないと考える。認知症対応通所介護を施設の中で受け入れるということだが、町には現実にはこの施設はないということだが、町内でも認知症対応通所介護事業所等が撤退している状況で難しい。状況として、それ以上の利用者を受け入れることに担保しきれないのではないかと考え、15号議案には反対する。

<採決>

委員長

議案第15号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を

求める。

(挙手多数)…5 対 1

賛成：一石・小笠原・根岸・露木・添田 各委員

反対：渡辺委員

挙手多数である。よって議案第 15 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

⑥二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議案第 16 号）

<補足説明>

介護保険班長

資料 7 ページ目、議案第 16 号の二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例である。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものである。こちらについても、新たに創設される「介護医療院」に従業員数、管理者、代表者になれる条件や協力施設の一覧として追加する。8 ページ目、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターになれる基準として、サービス提供責任者の経験年数を 3 年以上から 1 年以上に緩和する。また、オペレーターを兼務できる条件のうち夜間のみ限定されていたものを削除することで、オペレーターの要件を緩和する。定期巡回・随時対応型訪問看護事業所が介護・医療連携推進会議等での説明の場を 3 ヶ月に 1 回以上から、6 ヶ月に 1 回以上に減らすことで業務内容の緩和を図る。地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の看護師等の専門職の常勤職の割合を緩和する。サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者の置かなくてもよいとされる条件のうち、本体施設が介護老人保健施設の場合において緩和する。9 ページ目、ホームヘルパーについて改めて定義を追加するものである。療養通所介護事業所の定員数を拡大し、また、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図るため、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の定員の拡大を追加する。地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図るため、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型地域密着型サービスを創設し定義する。9 ページから 10 ページにかけて、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型地域密着型介護老人福祉施設において、身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を追加する。11 ページ目、地域密着型介護老人福祉施設において利用者の病状が急変した場合の、対応方法を運営規程に明記しなければならなくなったため、追加する。最後に医療ニーズの高い利用者に対して、通い・泊まり、訪問のサービスを組み合わせる「看護小規模多機能型介護事業所」にサテライト型が創設されるため、人員配置等の基準を追加する。

<質疑>

渡辺

オペレーターの資格要件について、3 年から 1 年と大幅に緩和されるが 1 年でどれくらいの経験を積まれるのか。サテライト型看護小規模多機能型介

護事業所というものが出てくるが、もとまちの家が小規模多機能型居宅介護事業所になっているが、そこにサテライト型がつきどう違うのか。現在も恒道園の方から見るとサテライトの位置づけになっていたかと思うが。共生型地域密着型サービスを創設するということがひとつ大きな柱になっていると思うが、このことによって、介護保険を優先させる扱いとなっていくのか。町内でも障がい者の方が65歳に達することもあったと思うが、どのように対応されたのか。指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者において、看護職員のうち1人以上及び介護職員の内1人以上は常勤の者でなければならないとしていたが、これを看護職員及び介護職員の内1人以上が常勤の者ではなかったとしたということは、要するに介護と看護のどちらかがいればよいということか。

介護保険班長

オペレーターの関係だが、具体的にどれくらいというのは分からないが利用者から連絡があった際に、どういったサービスを当てはめていくかという指示を出す役割になるが、そういった電話が全くなければ、実績もほとんどないのかと思う。1事業所で1日どれくらいの件数があるか把握していない。サテライト型について、もとまちの家とはまた違う施設である。今回追加するのはサテライト型の看護小規模多機能型であり医療ニーズの高い利用者に合わせて、訪問して看護や介護を行ったり、泊りに来ていただいたりして、看護や介護を行うような施設である。サテライトについて母体となるところも看護小規模多機能型でないといけない。町内にはない。共生型については、障がい者のサービスを受けていた方が、介護保険になると審査会を通して介護度を決定して、改めて介護の方で指定している事業にサービスを依頼する形になる。基本的な流れには変更はない。障がい者の方のサービスの事業所で介護のサービスもやりたいとなった際に、初めて障がいと介護一体となって、使い慣れた事業所でサービスを受けられるというものである。費用面については、介護保険対象になれば、介護保険の費用負担になる。介護職員と看護職員の件だが、お見込みのとおり、どちらかがいればよい。

渡辺

オペレーターについて、いる事業所で分からないということと、条文上は他の十分なサポートがあってということも書いてあり、確かに判断は難しいと思う。障がいの支援を受けていた方が、介護保険に移行する際に、介護保険料を払わないといけなくなる。先ほど聞いたかったのは、障がいを持たれた方が65歳になり、介護保険の方に移行しなければならない事例は発生しているかということである。障がいの認定と介護度の認定は基準が異なると思うが、介護保険の方の基準を優先するということでよろしいか。

介護保険班長

障がいの方でサービスを使っていて、65歳になり介護保険になった方はいる。障がいと介護で基準は異なるため介護保険の基準で要介護度を出す。

渡辺

費用負担について、介護保険の方に移るとなると、介護保険料も払わないといけませんが、負担は一般的に増えると考えてよいのか。

介護保険波長

介護保険については、原則1割負担である。障がいの方で所得に応じてどれくらいの自己負担があるのかによって、逆に少なくなるケースも出てくる

かもしれない。その世帯によって変わってくる。

添田

この議案第 55 号と 16 号が分かりにくいので初歩的な質問をさせていただく。地域包括ケアシステム、地域密着型サービスというキーワードがあり、そこに介護医療院というキーワードが出てきた。この 3 つの組み合わせがよく分からない。介護医療院をいう概念ができたのは、医療と看護と介護を分けた考え方をもってきたからではないか。我々が、地域密着型サービスと言われるとどうしても、もとまちの家を思い浮かべるが、もとまちの家には看護というものがなく、介護しかない。だからこの施設がないのではないか。この改正が出てきた背景をもう少し詳しく教えていただきたい。

福祉保険課長

まず、法律で地域包括ケアシステム強化という話になっているのは、地域の中でそれぞれやっていく中で、地域密着型施設というのは、通所や、地域の中で施設を作り、総合的に町の中でやっていくというものだが、介護医療院というのはこれまで病院だったものが、両方受けていかなければならない方が病院にずっと入ってしまっている現状を改善するために医療型と介護型に分けて新しいものを作っていこうというものである。介護医療院が改正している基準の中に入ってくるのは、資格要件等が連携して必要になってくるためである。地域密着型の中で、その施設を規定するわけではないが、連携してやっていかなければならないため必要な法改正をここで組み込んでいる。

添田

もう少しやさしく言えば、これまでは、地域密着型の中には医療は別にして、看護というものがなかったが、看護を含めた形の地域密着型施設を作るための基準作りであり、かいつまんで言うと、そのためにこの改正が出てきたという認識でよいか。要するに、今までは地域密着型で地域包括ケアシステムを考えた時に、介護・介護予防だけを考えていたが、医療も含めてかもしれないが看護も地域に落とすしていくための改正があるのか。そのための基準化作りなのか確認したい。

福祉保険課長

今まで、規程の中では看護の部分はなく病院に依存して医療費も上がっていた。地域の中で暮らしていく中で、そういったものが地域の中にも必要であると新しく看護も含めた介護施設を創設していく必要があるという言い換えだと思うが、先ほどもあったが、サテライトについては医療系のことがあって本体の方に医師や看護師が派遣できるということで効率に運営できるのでそういった施設も必要だろうということで基準ができてきているということでご理解いただきたい。

根岸

共生型について、例えば、そしんのようなところは、やりやすくなると思うが、介護保険サービス提供事業者にとっては仕事が減るようなことになるのか。

介護保険班長

そしんは通所介護なので、町内では対象になるが、実は、二宮町にあるそしんは障がいの重い方を対象にしており、そうなってくると地域密着型ではなく、神奈川県の方で受理をしないとイケない。介護保険の方で利用者が減

るかという、確かに障がいの方で例えばそしんを使っていた方が、引き続き、そしんを使うとなると、町内の介護保険の施設から1名減る形になり、可能性としてはある。

一石 共生型地域密着型サービスの創設について、障がい者の施設で介護保険の適用が可能ということだが、介護保険の事業所でも障がい者の方を受け入れられるという制度でもあるということによいか。

介護保険班長 そのとおりで、介護保険の方で、障がいのサービスをすることができるが、法律が異なり、介護保険の事業所が障がいのサービスをするためには、県の条例が対象となり、今回の条例改正には含まれていない。

一石 先日、自立支援協議会を傍聴した際に、障がい者の方々が65歳になって、介護保険の適用を受ける際の説明等が分かりづらいというご意見があった。障がい者の施設は限られていて、障がい者の方にとっては、介護保険事業所で受けられるようになると、選択肢が増え、生活の質がもしかしたら改善することができるかもしれない。ぜひ説明をしていってほしい。

休憩 12時09分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 12時09分

<討論>

渡辺 私は16号議案については、反対の立場で討論する。非常に極端な資格の緩和が盛り込まれており、今でさえも介護の質の低下が懸念されている中大変なことになる。確かに介護人材の不足は大変な問題であるし、現在のところ解決の糸口は見えていないが、介護人材の確保については規制を緩和するよりも、きちっと育成を図っていくという方策を取るべきである。町の姿勢をはっきりと示すためにも、資格の緩和をいたずらに進めるべきではない。先ほどの質疑でもあったが、医療も介護も看護もすべて地域に押し付けてくるという形になり、非常に心配している。

<採決>

委員長 議案第16号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手多数)…5対1
賛成：一石・小笠原・根岸・露木・添田 各委員
反対：渡辺委員
挙手多数である。よって議案第16号は可決された。
以上で審査を終了とする。

休憩 12時11分
再開 13時10分

⑦二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第17号）

<補足説明>

なし

<質疑>

なし

休憩 13時10分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時10分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第17号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第17号は可決された。以上で議案第17号の審査を終了とする。

**⑧二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(議案第18号)**

<補足説明>

介護保険班長

13 ページ目、議案第13号の二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例である。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものである。障害福祉制度との連携を促進するため、ケアマネの連携機関に、障害者相談支援事業者を追加する。また公正中立なケアマネジメントの確保を図るため、利用者等に複数の介護支援サービス事業者の紹介を受けることが出来ることを説明しなければならないため、文言を追加する。14 ページ目、医療・介護の連携を促進するため、利用者が入院した場合ケアマネの連絡先や利用者の服薬状況、口腔機能等の情報を主治医、歯科医師等に提供することを追加する。

<質疑>

小笠原

資料の最後の部分、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないとあるが、これまでは交付していなかったのか。事務が煩雑になるのではないか。担当課としてはどう考え、どのように運用していく予定か。

介護保険班長

これ以外の例えば、公正中立なケアマネジメントの確保についても基本的には行っているもので、改めて明記しなければならないということで改正する。

小笠原 自分が勤めているところが潰れては困るため、自分が所属しているところを紹介しがちだと思う。机上の論理と現実とは違うという部分はあると思うが、このように明記することでどのよう部分が改善されると考えているか。

介護保険班長 こちらのについては、事業所の取り扱い方針にも明記しなければならないため、県や町の実地指導の対象になる。万が一こういったことをしていないということになれば、減算対象になり、罰則規程が発生することになる。

渡辺 小笠原委員と似た内容だが、(14)の2で「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき・・・」とあり情報について、必要なものを主治医等に提供することが出来ると変更されているが、現状は利用担当者に介護予防サービスの担当者からの情報提供はあまりされていなかった、もしくはできなかったのか。

介護保険班長 すべてのものについては、確認したことはないが、どうしても必要なケースがあるため、そういった場合は利用者の同意を得て行っていたと思う。すべてを医師に提供していたかというとおそらくしていない。必要最低限では行っていたと思う。

渡辺 個人情報になるため、これまで提供しにくかったものが、法律で多少はしやすくなるという理解でよいか。

介護保険班長 こちらも、取扱い方針か運営規程に明記されるため、今までよりは改善される。

休憩 13時17分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13時17分

<討論>

渡辺 私は18号議案について、反対の立場で討論する。この中で共生社会という理念があり、これについては非常に素晴らしいと考える。介護、医療についても切り離せない。ただ、今回の仕組みは介護保険を中心に組み立てるということで、利用者にとっても介護事業者にとっても負担を増すことにつながる可能性が心配される。共生型地域密着型サービスについては、介護保険を優先させるという考えであるが、そのことで介護保険の事業側に負担が生じることに心配している。

<採決>

委員長 議案第18号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)・・・5対1

賛成：一石・小笠原・根岸・露木・添田 各委員

反対：渡辺委員

挙手多数である。よって議案第 18 号は可決された。
以上で審査を終了とする。

休憩 13 時 20 分
再開 13 時 21 分

⑨二宮町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例（議案第 7 号）

<補足説明>

なし

<質疑>

なし

休憩 13 時 22 分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13 時 22 分

<討論>

なし

<採決>

委員長 議案第 7 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。よって議案第 7 号は可決された。以上で議案第 7 号の審査を終了とする。

⑩二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第 12 号）

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺 今回の改正について、内容は変わらないということによろしいか。なぜ、このような表現にわざわざ変える必要があったのか。

保険年金班長 内容については変わらない。これまでは、保険税という形だったが、上位法の地方税法の改正により、今後は納付金という形で県に納めなければならない。県からも改正することが望ましいと指導があったため改正するものである。

小笠原 県に納める形が納付金であって、私達町民からは、税として徴収し、5 年間は追及して支払うという形になるということによいかな。国民健康保険料は、2 年だったか 3 年で時効になってしまうが、税だと 5 年追えるということだったがそこは変わらないということか。

保険年金班長 二宮町の運用については、これまで同様保険税として運用していく。

休憩 13時25分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13時25分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第12号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第12号は可決された。以上で議案第12号の審査を終了とする。

⑪二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（議案第13号）

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺

この提案は、住所地特例の変更に基づくものだと思うが、この変更が75歳到達時に、同じ住所の施設に入っている場合、保険者が変わるのが問題であった。それをなくして、そのまま保険者が変わらないという仕組みに変えるということだったと思うが、このことで、利用者としてと保険者にとって、特段不利益とか不都合とかは出るのか。

保険年金班長

利用者にとっては、今まで国民健康保険であれば、二宮町がみていたものがそのまま継続して後期高齢も二宮町ということになるので、特段の不利益は無いと考える。ただ、事務处理的な部分で、住所が二宮に無い方の75歳到達という部分で引き継いでいかななくてはならないというところでは、漏れが無いように気を付けなければいけないということ。漏れが無いようにということでは、現状の国民健康保険で、すでに住所地特例を使っているかたたちの状況を把握しているのだから、それを年に1回見直してつなげていくということを考えている。

渡辺

実務としては、住所地特例を使っている方たちについて、年1回チェックするという事なのか、それとも全体のチェックをするということなのか。どのような作業になるのか。

保険年金班長

新しい年度を迎える前の段階では、まず住所地特例の現状の対象者を把握する。毎月、3か月後に到達する方の事務処理をやっているのだから、その時には、全体から漏れが無いかということ把握していく形になる。

渡辺

現状の業務の延長上でカバーされるという理解でよろしいか。

保険年金班長

カバーできると思っている。

添田 「被保険者を追加するため」とあるが、ここに法第 55 条の 2 第 2 項、ここで言う被保険者とはどのような特別な被保険者なのか。

保険年金班長 施設入所、例えば介護保険法だと特別養護老人ホームなどに入っている方、それから長期入院で、精神的な部分で、昔の法律で、その病院に住所を置くことができている方がいらっしゃるの、その方たちを引き継いでいくということ。

休憩 13 時 31 分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13 時 31 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長 議案第 13 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 13 号は可決された。以上で議案第 13 号の審査を終了とする。

閉会 13 時 31 分